

第5回 米子市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の日時及び場所

日 時 平成20年2月7日(木) 午後3時5分～5時

場 所 米子市役所議会会議室(市役所5階)

2 出席した委員(13名)

宇那手仁恵委員、永富淳子委員、横地孝代委員、渡邊柁城委員、小竹寛委員、野坂美仁委員、岡本日出夫委員、都田修史委員、小原顕委員、田中美智子委員、又野富美子委員、黒沢洋一委員、平山正実委員

3 欠席した委員(2名)

森原隆則委員、小原弘美委員

4 会議録署名委員(2名)

永富淳子委員、田中美智子委員

5 出席した事務局職員

足立市民人権部長、星野保険年金課長、小玉市民人権部主査兼収納係長
先灘国保係長、宇山国保係主任、森脇国保係主事
谷上健康対策課長、松下成人保健係長、藤原成人保健係主幹、毛利福祉政策室主任

午後3時5分 開会

星野課長

定刻になりましたので、ただ今から第5回米子市国民健康保険運営協議会を開会いたしたいと存じます。

本日は、任期満了に伴います改選後のはじめての協議会でございますので、会長が選任されるまで間、会議の進行を事務局がいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして本日の会議の定足数について、ご報告申し上げます。委員総数15人中13人の出席でございます。

したがって、米子市国民健康保険条例施行規則第4条の定足数に達しており、本会議は成立していることをご報告いたします。

次に、協議会の開催に当たり、はじめに角副市長があいさつを申し上げます。

副市長

今日は寒い中、またご多忙の中、第5回の国民健康保険運営協議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、常日頃は、市の保健医療にご尽力いただきまして感謝申し上げます。

今回、国保が果たしていた地域医療、健康維持を果たしていると思っておりますが、全国

的にみれば保健医療の財政問題は非常に厳しい環境にあるという中で、ご案内のとおり、今年の4月から後期高齢者医療制度が導入されるということで、かつての老人保健制度の導入を上回る大変革ではないかと思っております。また、国保といたしましても、一つの保険者として、特定健診等をやっていかなければならないということになっています。

果たして、本当に基本的な部分の安定維持になるのかということが若干の懸念かないわけではございませんが、私も月に1回医療機関にお世話になる身としても他人事ではないと思っております。

新年度からの後期高齢者医療制度の導入に伴いまして、近年国保の保険料率の大幅な改定はしていなかったわけですが、今回保険料率の改定というものに直面しておりまして、それだけではございませんが、その辺で今後の米子市の国保財政が安定的な運営をするためには、どのような保険料にすべきか、その他いろいろな問題がありますが、委員の皆様の意見を頂戴したいと思います。

本日は、もろもろの改定等につきまして、諮問させていただきますので、よろしくご審議のほどお願いします。ありがとうございました。

星野課長

次に、今回任期満了後初めての協議会でございますので、委員の皆様をご紹介します。まず、公益を代表する委員をご紹介します。

小原 顕(こはら あきら)委員でございます。

次に、又野委員でございます。

次に、田中委員でございます。

次に、黒沢(くろざわ)委員でございます。

次に、保険医又は保険薬剤師を代表する委員をご紹介します。

小竹(こたけ)委員でございます。

次に、野坂(のざか)委員でございます。

次に、岡本委員でございます。

次に、都田委員でございます。

次に、被用者保険等保険者を代表する委員をご紹介します。

小原弘美(こはら ひろみ)委員でございます。

なお、被用者保険等保険者代表委員の平山委員、森原委員、以上、2名の方から、都合により、欠席する旨の報告がありました。

最後に、被保険者を代表する委員をご紹介します。

渡邊委員でございます。

次に、宇那手(うなて)委員でございます。

次に、永富(えいとみ)委員でございます。

次に、横地(よこじ)委員でございます。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

- 足立市民人権部長紹介 -

足立 市民人権部長

星野 保険年金課長

小玉 市民人権部主査兼収納係長

先灘 国保係長

宇山 国保係主任

森脇 国保係主事

谷上 健康対策課長

松下 成人保健係長

藤原 成人保健係主幹

毛利 福祉政策室主任

星野課長

次に、日程3の「会長及び会長職務代行者の選出」についてでございますが、国民健康保険法施行令第5条の規定により、協議会に会長を1人置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。また、会長に事故があるときは、会長選出に準じて選挙された委員がその職務を代行することになっております。

選出の方法を委員の皆様にお諮りいたします。

渡邊委員

事務局一任

星野課長

事務局一任という声がありましたので、事務局としては、公益を代表する委員から選出することとなっておりますので、この協議会の前に、事前に協議していただき、それぞれの候補を決めていただいております。

発表させていただいてもよろしいでしょうか。

- 異議なしという声あり -

星野課長

それでは、会長に小原顕委員、会長職務代行者に又野委員となりました。これにご異議ございませんか。

- 拍手をもって承認 -

星野課長

よって、会長には小原顕委員、会長職務代行者には又野委員が選出されました。それでは、選出されました会長及び会長職務代行者にそれぞれごあいさつをお願いします。まず、会長の小原顕委員をお願いします。

小原会長

明道公民館に勤めております小原でございます。

会長ということでございます。一生懸命務めたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

又野職務代行者

又野と申します。普通の家の主婦をしております。家族が10人おって、毎日家事にいそしんでおりますが、よろしくお願い致します。

星野課長

それでは、米子市国民健康保険条例施行規則第3条により、当会議では、会長が議長になることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、小原頭会長をお願いいたします。会長席にお座りください。

それでは小原会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、日程5の「会議録署名委員の指名」についてでございますが、米子市国民健康保険条例施行規則第8条第2項の規定により、会議録には、議長及び出席委員のうち議長が指名する委員2人が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

永富委員と田中委員をお願いします。

次に、日程6の「諮問」に入ります。

星野課長

それでは、角副市長から会長に対し、「保険料の賦課額、保険料率、賦課限度額等の改定等について」の諮問書を提出させていただきます。

- 角副市長から会長に諮問書を手渡し -

星野課長

なお、副市長は、次の予定が入っておりますので、ここで退席させていただきます。

会長

それでは、当協議会に諮問書の提出がありましたので、これについて、議題といたします。日程7の「協議・報告」の案件を事務局から一括して説明してください。

先灘係長

説明資料:第5回米子市国民健康保険運営協議会・諮問に対する説明資料

第5回米子市国民健康保険運営協議会 協議資料

用語の説明

により説明

谷上健康対策課長

諮問5の「特定健診・特定保健指導の実施」について説明します。

毛利福祉政策室主任

説明資料:米子市国民健康保険特定健診等実施計画(素案)

特定健診・特定保健指導の実施流れ図

により説明

会長

ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様方から何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

黒沢委員

平成20年度はかなり厳しいですね。多分赤字になることを予想されていらっしゃるのでは。その場合、今後保険料を引き上げるのか。

単純に140億円が、130億円になるということで、10億円程度の減額になる。

これをどう補填していくのか。いわゆる繰越額で賄っていくのか。

今後、保険料を上げたりとか。高齢者医療の支援金というのが、今後どうなるのか。

全体的に来年度以降赤字になる可能性があることについてのお考えを伺いたい。

先瀬係長

予算の関係でございますが、140億円が、130億円になり、10億円程度減ということになります。この減額につきましては、当然、後期高齢に移行される方が、約15,000人くらいいますので、その方の保険料が約10億円になりますので、予算規模としましては、減ってくるということになります。

収入の見込みですが、大変難しい部分がございます。と申しますのが、後期高齢者の支援金、前期高齢者の関係がございます。国が示しております数値によりまして試算はしておりますが、これがどうなるかというのは、まだ流動的な部分があると思います。

歳入につきましては、平成20年4月以降の被保険者40,000人でいくらになるかということで、保険料率をこれにしたらいこうなりますという形で見積りをしています。

一応、収支は合うのではないかと見込みはしておりますが、これが制度の過渡期でございますので、少し大丈夫だよという確信が先生がおっしゃいますようにもてない状況です。

また、赤字になるのではないかとございまして、大幅な赤字になることはないとは思いますが、ただ、なった場合は、平成19年度決算見込みで、繰越額が約8億5千万円程度ありますので、最悪の場合それを活用させていただく可能性はあるかと思っております。

黒沢委員

実際の専門にされていらっしゃる方の意見を聞きたいということで質問しました。

140億円が130億円に下がるということですが、医療費というのは増えることはあっても、なかなか下がるということは難しいので、厳しいかなと思います。

先灘係長

平成20年度に制度が実施されまして、当然半年くらいたったときに、次年度の見込みを出す必要がありますので、その際、どういう見込みを出すかによって、保険料率の見直しを考える必要がでてきます。今回の保険料率が、総体的には平成19年度の保険料率と同じであるということで設定していますので、本来ですと後期高齢者支援金の料率も医療分の料率も本来は変える必要があるかと思いますが、各自治体とも、今年的基础賦課額とトータルで同じ形でいくよという自治体がほとんどであります。見込めない部分があり、見込んではいいるが、見込みが流動的であるということで、料率はトータルでは同じという形にさせていただきたいと思います。

岡本委員

今度、後期高齢者医療制度が導入されるということで、後期高齢者は保険料を年金から天引きされますので、収納率が高いと思います。これが、移行してしまって、国保の収納率はかなり低くなると思いますが、それに対する対策はありますか。国保新聞によりますと平成18年度の実績から平均0.24%下がるという記事がありました。対策としては、収納担当職員の増員とか、嘱託職員の増員、差押とか、色々あると思いますが、米子市としては増員など、何か対策はありますか。

星野課長

75歳以上の後期高齢者に移行される方は、収納率は今までもとってもよかった。今度も年金からの天引きになりますので、更によくなると思います。その方々が抜けると国保の収納率が低くなることは見込んでいます。

徴収員等の増員については、現在考えており、ある程度の人数は増員確保できると考えております。

また、差押等については、国保は市税等と異なる部分があるので、市税については、収入があつてかかることになるが、国保の場合は収入がないあるいは少ない方にも保険料がかかってきているということですので、どうしても収納率が悪くなるというのが現状です。しかしながら、支払能力がある方については、支払うのが道理ですので、預貯金等の調査をして差押等もやっております。

会長

その他ございますか。

渡邊委員

収納率をいくらで見ているのかわかりませんが、90%ですか。

星野課長

90%です。

渡邊委員

収納率を上げてもらえれば、補填できると思いますし、予算の繰越分で隠れているものが4億円くらいあると思いますが、その辺の調整をしてもらえれば、いいと思います。収納率を10%上がれば、2億6千万円上がるので、その辺のところを考えてもらえばいいと思います。

料率のことですが、本算定はいつですか。

先灘係長

6月です。

渡邊委員

そうすると今の応能と応益の50:50と、応能の所得割と資産割の比率については、分母が同じで、収納状況等により分子が変わってくる。分子は予定なので、それが確定してから料率を試算しないと、加入者が少なくなれば、保険料が少なくなってくるのではないか。

星野課長

加入者が少なくなることについては、平成20年度は見込んでいます。

渡邊委員

見込んでいるということではなく、本来分子が決まってから料率を計算するのが本当ではないか。

先灘係長

おっしゃるとおりです。本来はこれだけの保険料が必要だから、料率を定めるため、直近のもので一番近づくものかと思います。ただ、条例改正をした上で保険料率を決めることになります。3月議会で料率を定めまして、4月1日以降の保険料率を示す必要があります。6月の本算定ですとなると、6月議会で定めて4月からということにはならないわけです。米子市の方式から行きますと3月の議会に条例で、1月か12月までの医療給付費により、それ以降の医療給付費をどれだけ見るかにより見込んで、料率を定めるという方法を毎年繰り返しておりますので、今回も同様な形ですということでございます。

市町村によっては、条例に料率を盛り込まずに、松江市のように告示方式で行っているところもあります。方式としては、二つありますが、米子市の方法は県内ほぼ同じような方式ですが、3月に条例で決めて実施していくことになります。ただ、あくまでも次年度の見込みにより実施していくことになります。

渡邊委員

わかりますが、分子が下がってくれば、料率が上がってくると思います。今の率でいくと予算では、減になるのではないか。被保険者の数とか、所得が下がったとか、により保険料が下がってくる可能性がありますね。そうすると赤字になるのではないかと心配されておられますが、年度の中途に料率を変えるわけにはならないと思いますので、そうすると来年度ということになります。

来年度について、繰越金も基金も使っても赤字になってしまったということで、しかも分子が下がってくれば保険料も予定より入らないこともある。

それが厳しければ、手を打っても切り抜けられなくなる。その次の年度の保険料で賄っていくことも想定される。次年度の保険料を使うことは、前年度の保険料を払うということになる。そういうことになれば、それはおかしいことになる。次年度は次年度の医療給付費を計算して保険料を組むわけですので、それを次年度で組むことがおかしなことになるので、その辺をきちんとし、保険料が入る方法をとるなら、本算定は、6月がいいと思います。

先灘係長

理想的な部分は、おっしゃるとおりで言い訳もできませんが、6月算定するにしても年度中途での6月以降の医療費を当然見込む必要があります。また、所得割についても6月には所得がはっきりしますので、それが一番近い形でのぎりぎりの保険料率にできるかと思います。

ただ、保険料については、医療給付費について、極端に医療費が増える場合も想定されますので、見込む際には、例えば、今年の医療費が100億円かかるという場合は、通年の伸び率の5%を見込んで保険料率を設定する。今回試算させていただいた率というものは、昨年9月現在の所得で、来年平成20年4月の被保険者数等で計算しています。したがって、所得等が変更になれば、当然、保険料が変わってくることは、毎年繰り返になります。

おっしゃる方法は、一番いいかと思います。

渡邊委員

事務屋さんが計算されることですので、予定されている料率についてはいいと思うが、調定額ではなく、予算については、調定額が下がっても予算額に近いところだったら、徴収を努力すれば10%部分の幅がありますので、予算額が90%の徴収率なら、その辺の努力をしてもらえばいいことです。そういう努力をお願いします。

会長

いろいろご意見をいただきましたが、諮問に対する修正意見はございませんか。

野坂委員

ほとんど変わらない状況(料率等)だというのはわかりましたが、賦課限度額が3万円上がった理由をお願いします。

先灘係長

保険料の賦課方法が、基礎賦課額と後期高齢者支援金等賦課額の二つに分かれたことが第1点で。これは国民健康保険法施行令に定められました。この中で賦課限度額について、47万円と12万円を超えないということも定められました。

この賦課限度額というものは、加入者の5%くらいをめどに見直しをすることになっており、今回の試算では、5%以内におさまるような料率にしています。

3万円上がって59万円になる方については、1人世帯の場合ですと750から800万円くらいの所得の方が該当します。ほとんどの方が今までの限度額以内ということになります。

所得の変更がなければ場合によっては、減額になる方も出てきます。
3万円上げた理由としては、政令で定められたため、それに合わせ、また、実態もそれに合わせたものにしました。

野坂委員

国の方が政令で定めたので、米子市もそのようにしたということですね。

先灘係長

そうです。

渡邊委員

保険料の徴収率向上を付帯意見としてもらったらどうかと思います。

小竹委員

特定健診等の関係ですが、診査を行うことは今の医療機関で、基本健診の延長で行うことができるが、肝心の保健指導の方でいい成績をおさめないといけないと思うが、これはかなり難しいと思うが、現状で保健指導に手を上げられている施設はどうなっていますか。

毛利主任

現在、米子市内に九つの医療機関が、登録しています。具体的な受け入れ人数などの能力については、現在調査を進めていく準備を進めています。

小竹委員

引がかかるのが、動機づけも含めるとかなり人数が増えると思います。私自身も腹回りが85センチで、中性脂肪で150を超えると引がかかることになりますので、保健指導の施設については、多くの人数を裁けるところを用意してもらわないといけないと思います。

実績を上げるのはかなり難しいと思います。ここを上げていかないと国保のペナルティーがあるということですので、努力必要になると思います。

会長

諮問に対する意見・修正はございませんでしょうか。

特に、修正等の意見がないようですので、諮問どおり答申してよろしいでしょうか。

- 「いいですという声」あり -

会長

異議なしということですので、諮問どおり答申することに決定します。

先灘係長

先ほどの諮問の件でございますが、渡邊委員からの付帯条件の取扱いについては、どうしまし

ようか。以前、介護保険の保険料率の改定の際、徴収率向上ということを付帯条件に答申を承りましたが、そういうケースもありましたが、今回の渡邊委員のご意見はどのようにいたしましょうか。

会長

付帯意見はどうしますか。前例がありましたね。

先灘係長

当然、収納率ということは重要な部分ですので、収入を確保した上で、保険料率はこうですよというのは、大前提ですので。これを盛り込むかどうかということになります。

会長

では、そのように取り計らっていただきたいと思います。

よろしいですか。(特に反対なし)

それではそのようにお願いします。

次に、日程8「その他」に入ります。

委員の皆様、事務局から何かございますか。

野坂委員

資料1で、平成20年度の市長内示額の保健事業費の中で、平成19年度の75,057千円が、平成20年度には特定健診等事業も含め、179,489千円になり、一億円くらい増加するが、今までは、一般会計の健康対策課の予算から出ていたということですね。

今回は、以前より事業の規模が大きくなったのか、同等なのか。また、1億円増えたことについての国からの1人当たりの補助金があると思うが、これを上回る数字と思うが。

これに対する予算の裏づけはありますか。大丈夫でしょうか。

先灘係長

特定健診・特定保健指導については、特定健診部分については、従前の基本健診に当たりますので、一般会計から出していましたが、今回から国民健康保険特別会計からとなり、保険料で賄っていくこととなります。

その費用については、国県の補助金と、生活機能評価で特定健診の健診項目と重複する部分については、介護保険会計からの収入があります。

そういう関係で、特定健診では、127,000千円ほどの経費を予定していますが、そのうち、歳入としまして、62,000千円を予定しています。実質的な歳出を64,000千円くらい。

特定保健指導については、12,000千円くらいの経費に係る予定で。実質的な歳出は、自己負担額等を除き、6,500千円、補助金等は、6,000千円くらいになります。

差引、特定健診・保健指導の経費は、70,000千円くらい増えることとなります。

そこらは、保険料等でみていくこととなります。

野坂委員

75歳以上の方、後期高齢者の健診はこの中に入っているのか。

先灘係長

この中(国保特別会計)には入っていません。

75歳以上の健康診査については、全部、後期高齢者医療制度の広域連合が行うことになっていますが、広域連合ではできませんので、各市町村に委託して行うこととなっています。

会計上は、一般会計から後期高齢者医療特別会計を経由し、広域連合の会計に行き、広域連合の会計から国からの補助金、保険料等と併せて健康対策課に収入として入ることになります。

したがって、国民健康保険の会計には入っていません。

谷上課長

追加資料の表側ですが、それぞれの制度の概要を説明しました。

基本健診については、健康対策課の方で実施していましたが、平成20年度からそれぞれの保険者で実施することになります。

後期高齢者の方については、努力義務としての健康診査事業として、後期高齢者医療広域連合から市町村に対し、委託費として一般会計で受け入れます。米子市が、後期高齢者医療広域連合から受託をして実施します。更に、米子市が西部医師会に委託して実施していくこととなります。

高齢者医療確保法で、特定健診等事業については、各医療保険者が義務づけられて行いますが、本市においては国民健康保険特別会計で費用負担をしてもらい、健康対策課が実施していくこととなります。

野坂委員

40歳～74歳までの方に対し米子市が実施されます後期高齢者医療確保法による特定健診項目の中には、「心電図検査」と「貧血検査」については、全員に対し実施するという説明がありましたが、75歳以上の方については、「心電図検査」と「貧血検査」はどのような予定ですか。

谷上課長

今のところ、「心電図検査」と「貧血検査」も含めて実施される予定です。

野坂委員

去年までは、「心電図検査」と「貧血検査」ができていた人が、75歳になってもそれが受けられるということですね。

谷上課長

入れる予定にしています。

野坂委員

連合の方もそのように考えておられますか。努力義務ということでできるだけ項目は必要最低限ということになると思うので。

田中委員

連合では実施予定はない。米子市が実施するということですね。

野坂委員

では、米子市が、75歳以上の方については、上乘せして実施するということだね。

谷上課長

広域連合から提示を受けた検査項目にはありませんので、米子市が受託して行う場合は、75歳以上の方について、付加的に検査項目として実施する予定です。

又野委員

平成20年度の支出で、人件費等の総務管理費が、平成19年度と比較して40,000千円くらい増えています。先ほど人員が増えるということでしたが、収納率の向上を期待してもいいものでしょうか。

星野課長

これについては、人件費部分については、この中にははいていません。後期高齢者制度に伴う電算システム改修の経費です。

人員が増えても国保の収納率を上げることは、なかなか難しい状況ですので、一つひとつやっていき、人員が増えたからといって何千万も収入が上がるということは難しいと思います。

会長

その他何かご意見はございませんか。

他にないようでございますので、議長として、初めてでございましたので、もたもたしておりました。大変失礼をしました。今後も協議会にご協力をお願いしまして、会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

午後5時 閉会

米子市国民健康保険条例施行規則第8条により署名する。

平成 年 月 日

米子市国民健康保険運営協議会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員